

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>- 3 - 4 その他の監督指針等との関係 (新設)</p> <p>- 1 一般的な事務処理 (新設)</p> <p>- 4 - 8 - 4 - 2 リスク管理債権額の開示 (1) (略) (2) 開示区分 ・ (略) 貸出条件緩和債権 イ・ロ (略)</p>	<p>- 3 - 4 その他の監督指針等との関係</p> <p>- 3 - 4 - 2 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」との関係 <u>「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)に基づく監督を行うに際しては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」の規定を参照することとする。</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理</p> <p>- 1 - 6 <u>中小企業金融円滑化法第8条第1項の規定に基づく対応措置等に関する報告</u> <u>水産庁長官は組合(行政庁が内閣総理大臣及び農林水産大臣である場合に限る。以下 - 1 - 6 において同じ。)から(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して)報告を受けるものとする。金融庁監督局長においては、所轄財務事務所長、財務局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)を経由して組合から報告を受けるものとする。</u></p> <p>- 4 - 8 - 4 - 2 リスク管理債権額の開示 (1) (略) (2) 開示区分 ・ (略) 貸出条件緩和債権 イ・ロ (略)</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>八． 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注１）・（注２） （略）</p> <p>（注３）中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社再生支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条</p>	<p>八． 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。<u>また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>（注１）・（注２） （略）</p> <p>（注３）中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、<u>事業再生 ADR 手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 2 条第 26 項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）</u>に従</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) (略)</p> <p><u>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、組合と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</u></p>